

沖縄県立芸術大学外部有識者委員会規程

学長決裁 平成31年2月4日

(設置)

第1条 沖縄県立芸術大学(以下「本学」という。)は、本学の教育研究活動及び管理運営に係る意見を幅広い見地から聴取し、本学の取組へ反映させるため、沖縄県立芸術大学外部有識者委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(権限)

第2条 委員会は、次の各号について本学の質の向上に資する意見を述べる。

- (1) 教育課程の編成に関する事
- (2) 自己点検・評価に関する事
- (3) その他大学の運営に関する事

2 前項の意見について、学長は必要な措置を講じなければならない。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから学長が委嘱する。

- (1) 高等教育に関し識見を有する者
- (2) 芸術文化活動の支援等を行う団体の関係者
- (3) 商品の製造や流通などの業務に携わっている企業・団体の関係者
- (4) 報道機関の関係者
- (5) その他学長が認める者

2 委員会の構成員は5名以内とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の中から互選し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が辞任の申し出を行い、欠員が生じたとき、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、学長の要請に応じて委員長が招集する。

2 委員会の議案は、招集の際に委員へ提示する。

3 委員会は、意見をとりまとめ、学長に提出する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局総務課が行う。

(雑則)

第8条 その他委員会の運営に係る事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。